

## 令和6年度東北町生活応援商品券交付事業実施要綱

### (目的)

第1条 令和6年度において、エネルギー・食料品価格をはじめとした様々な物価高騰が町内経済に影響を及ぼしていることから、町民の家計負担の増加に対する一助として、また、町内の事業者等に対する消費の拡大に伴う地域活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義等は、以下に定めるところによる。

- (1) 商品券 本事業の目的を達成するために、町によって交付される東北町生活応援商品券（以下「商品券」という。）をいう。
- (2) 特定取引 本要綱による商品券を使用し、特定事業者からの購入若しくは、借り受け又は役務の提供をいう。（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者は、本事業に賛同し登録申請により登録された者をいう。

### (交付対象者)

第3条 令和6年6月1日現在、東北町の住民基本台帳に登録されている全東北町民を対象とする。

ただし、商品券発送日までに転出又は、死亡等により住民登録を抹消された者を除く。

### (商品券の交付額等)

第4条 町長は、この要綱に定めるところにより、交付対象者に商品券を交付する。また、商品券の交付額及び内容は、以下のとおりとする。

- (1) 商品券の交付額は、交付対象者1人につき3,000円とする。商品券の金額は、1枚につき500円とし、6枚を1組とする。
- (2) 商品券の交付は、交付対象者1人につき1回限りとする。

### (商品券の使用範囲等)

第5条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、令和6年8月1日から令和6年12月31日までの期間とする。
- 3 特定事業者は、商品券の使用において、額面以下の特定取引をした場合のつり銭を支払わないものとする。
- 4 商品券は、交換、譲渡及び売買（現金との交換）を行うことができない。
- 5 商品券を紛失した場合等の再発行は、行わないものとする。
- 6 商品券の使用期限を過ぎた場合は、無効とする。
- 7 商品券を使用中の事故、事件等に対してまた、盗難、紛失、滅失等については、町長は責任を負わないものとする。
- 8 商品券は、以下に掲げる物品及び、役務の提供を受けるために使用することはできない。
  - (1) 不動産や金融商品
  - (2) たばこ
  - (3) 利用券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(特定事業者の資格)

第6条 特定事業者の資格については、東北町内において事業を営んでいる商店及び事業所等であり、本事業に賛同し町民に対し、販売及びサービス等の提供が可能な事業者であることとする。但し、次の事業所等は除く。

- (1) 特定の政治団体等と関わる場合や業務の内容が、公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員が経営に関与している事業者。
- (3) 本事業に同意できない事業者等。

(特定事業者の申請・登録)

第7条 町長は、以下のとおり、特定事業者の申請を受け付けるものとする。また、本事業に申請した事業者に対して、本要綱に従い審査し登録を認めた場合は、「東北町生活応援商品券取扱事業者登録証（様式第2号）」を交付する。

- (1) 申請方法 別添「東北町生活応援商品券取扱店登録申請書（様式第1号）」に必要な事項を記入し、申請期限までに申請書を提出すること
- (2) 申請場所 東北町役場 商工観光課及び東北支所
- (3) 申請期限 令和6年7月17日（水）午後3時まで

(特定事業者の責務)

第8条 特定事業者の責務については、以下のとおりとする。

- (1) 特定事業者は、特定取引において商品券の使用を拒んではならない。
  - (2) 特定事業者は、商品券の偽造等が疑われる場合は、取り扱いを拒否し、直ちに町長へ報告すること。
  - (3) 特定事業者は、使用された商品券の裏面に受領店印を押印するなど、再使用の防止に努めること。また、使用済みが疑われる商品券については、使用を拒否すること。
  - (4) 商品券の特定事業者間の交換、譲渡及び売買は、行わないこと。
  - (5) その他本要綱に定める事項を遵守しなければならない。
- 2 町長は、特定事業者が、本要綱に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の換金を拒否すること及び、登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続き)

第9条 町長は、特定取引において商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、使用済み商品券の換金手続き相当額を確認し支払うものとする。

- 2 特定事業者は、「東北町生活応援商品券換金請求書（様式第3号）」に使用済みの商品券を添えて、相当額の換金を申し出るものとする。
- 3 換金の方法は、特定事業者の換金手続きにより、町長が別に定めた日に振り込むものとする。
- 4 特定事業者は、令和7年1月15日までにすべての使用済み商品券の換金を申し出なければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(不正行為等による商品券相当額の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な手段により商品券の交付を受け、不正に商品券を使用した場合は、不正特定取引に相当する額を返還させることができるものとする。

(商品券に関する周知等)

第11条 町長は、商品券事業の実施に当たり、本事業の要綱について、広報紙及び東北町テ

レビ等により町民への周知を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。